

## 市道伊豆山神社参道線階段構造物補修設計業務に係る特記仕様書

### 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、熱海市が発注する「市道伊豆山神社参道線階段構造物補修設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、熱海市が管理する市道伊豆山神社参道線起点部の階段構造物を支持する下部構造について、損傷調査を実施し、対策が必要なものについて詳細設計を行うものである。なお本仕様書は、静岡県監修「業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）を補完するものである。

### 第2条 業務範囲

本業務の対象施設は下記のとおりとする。

- ・市道伊豆山神社参道線起点部の階段構造物

### 第3条 照査技術者の配置

- (1) 本業務の実施にあたっては、共通仕様書第 1108 条 1 項に規定する照査技術者を配置しなければならない。
- (2) 当該業務の中で、照査技術者は管理技術者を兼務することはできない。

### 第4条 業務内容

- (1) 現地調査等
  - 1) 現地踏査  
階段構造物及び周辺の現地踏査を行い、貸与資料と現地との整合性を確認する。また、周辺状況を十分に把握し、施工上必要となる現地条件を把握する。
  - 2) 調査計画  
業務の目的・趣旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認したうえで、貸与資料及び現地踏査の結果に基づき、調査及び設計についての業務計画書を作成する。
  - 3) 現況・損傷調査  
補修設計に必要な構造図を作成するために、現況調査（簡易な測量、寸法調査を含む）を行う。また、階段構造物の損傷調査を行い、損傷図の作成及び損傷写真の整理をする。
  - 4) 構造一般図復元  
貸与資料及び現況調査結果をもとに、補修設計に使用する構造図を作成する。

- (2) 補修設計
  - 1) 補修の要否検討  
損傷調査及び試験の結果をもとに、補修の要否検討を行う。
  - 2) 補修工法の検討  
補修の要否検討の結果、対策が必要な損傷について、最適な補修工法を選定する。補修工法は、構造物の長寿命化を図れるように予防保全型の補修を目的とした工法を選定する。また、従来工法だけでなく、新技術・新工法についても検討する。
  - 3) 補修設計  
選定した補修工法について詳細設計を行う。具体的には、補修工事の発注に必要な図面及び数量計算書の作成である。また、数量計算書に基づき、概算工事費を算出する。
  - 4) 施工計画  
現地状況（階段下空間、施工条件等）から補修工事の最適な施工方法、仮設計画等を検討し、計画工程表を作成する。
- (3) 照査  
本業務は照査技術者を配置する業務とする。設計段階毎に照査を行い、照査の結果を照査報告書として提出する。
- (4) 報告書作成  
業務の成果として、上記（1）の現地調査等の結果、（2）で検討・設計した資料を取りまとめて、報告書を作成する。
- (5) 試験
  - 1) 中性化試験  
コンクリート構造物の経年劣化の状況を把握するため、現地で中性化試験を行う。中性化試験は、4箇所を標準とし、ドリル法で実施する。ドリル法でコンクリート構造物を削孔する前に鉄筋を破断させないよう鉄筋探査を行う。
  - 2) 塩分含有量試験  
現地で採取したドリル粉末試料を室内で電位差滴定法にて塩化物イオン量を算出し、深さ方向におけるコンクリート中の塩分含有量を確認する。塩化物含有量試験は4箇所を標準とする。
- (6) 打合せ協議  
打合せ協議は、業務着手時、成果品納入時のほか、中間時に2回実施することを

基本とする。その他打合せ協議を必要とした場合は監督員と協議のうえ実施する。

#### 第5条 資料の貸与

本業務に必要な資料等は、発注者より提供または貸与する。

#### 第6条 成果品

成果品は、次に示すとおりとする。提出先は熱海市観光建設部都市整備課とする。

- (1) 報告書（A4版、パイプファイル） 2部
- (2) 電子データ（CD-R） 2枚
- (3) その他、発注者が必要とするもの 1式

#### 第7条 疑義

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。